



福高の栞

目 次

学校沿革概要	1
学則	3
本校の指導の重点	10
生徒心得	11
図書館利用規定	24
生徒会会則	27
生徒会選挙規則	32

学校沿革概要

〔元京都府立福知山中学校〕

明治 33 年 7 月	文部省告示第 170 号をもって天田郡雀部村に設置並びに開校することを認可せられ、京都府立第三中学校と称する。
明治 34 年 4 月	開校
明治 38 年 3 月	第 1 回生卒業
大正 7 年 4 月	京都府立福知山中学校と改称する。
昭和 13 年 3 月	新校舎竣工
昭和 16 年 10 月	清明寮落成（同窓会 40 周年記念事業）
昭和 23 年 4 月	学制改革により京都府立福知山高等学校と改称し、校章も変わる。

〔元京都府立福知山高等女学校〕

明治 42 年 5 月	京都府天田郡立高等女学校創立
明治 43 年 3 月	第 1 回生卒業
大正 12 年 1 月	京都府に移管し、京都府立福知山高等女学校と改称する。
昭和 23 年 4 月	学制改革により京都府立福知山女子高等学校と改称する。

〔元福知山市立農業高等学校〕

昭和 19 年 4 月	福知山市立農学校創立
昭和 23 年 4 月	学制改革により福知山市立農業高等学校と改称する。
昭和 23 年 9 月	定時制課程を、中心校、夜久野分校、川口分校に附設する。

〔現京都府立福知山高等学校〕

昭和 23 年 10 月 15 日	学制改革、学校再編成により、元京都府立福知山中学校、元京都府立福知山高等女学校及び元福知山市立農業高等学校の 3 校を
統	合し、新たに京都府立福知山高等学校として発足。
昭和 24 年 4 月 1 日	定時制細見分校設置
昭和 25 年 4 月 1 日	百号館完成
昭和 29 年 4 月 11 日	図書館落成（同窓会 50 周年記念事業）
昭和 30 年 4 月 1 日	三村合併により細見分校を三和分校と改称
昭和 37 年 10 月 3 日	岳南グラウンド完成（同窓会 60 周年記念事業）
昭和 38 年 4 月 1 日	全日制農業科募集停止
	八百号館完成
昭和 42 年 3 月 31 日	新体育館完成
昭和 45 年 3 月 31 日	三和分校鉄筋新校舎完成
昭和 47 年 8 月 14 日	同窓記念館完成（同窓会 70 周年記念事業）
昭和 49 年 4 月 1 日	夜久野分校・川口分校統合新校舎完成（名称夜久野分校）
昭和 55 年 4 月 1 日	定時制夜間部生徒募集停止

昭和 56 年 4 月 1 日	本校校舎改築工事着工
昭和 58 年 3 月 31 日	定時制夜久野分校閉校
昭和 59 年 3 月 26 日	本校校舎改築工事完成
昭和 59 年 3 月 31 日	定時制夜間部閉校
昭和 59 年 6 月 20 日	記念庭園完成（同窓会 80 周年記念事業）
昭和 60 年 4 月 1 日	全日制普通科にⅠ類、Ⅱ類（人文系・理数系）を設置
昭和 62 年 3 月 31 日	第 2 女子更衣室（64.80 m ² ）・自転車置場（28 m ² ）新設
平成 2 年 5 月 10 日	第 1 体育館完成
平成 3 年 4 月 1 日	商業科募集停止
平成 5 年 3 月 25 日	岳南グラウンド全面改修完成
平成 5 年 3 月 31 日	商業科廃止
平成 12 年 3 月 31 日	屋外環境整備工事完成（校門内のスロープ改修）
平成 12 年 8 月 31 日	校門周辺景観整備工事完成（同窓会 100 周年記念事業）
平成 12 年 10 月 15 日	創立 100 周年記念式典挙行
平成 15 年 3 月 20 日	三和分校運動場整備工事完成
平成 19 年 4 月 1 日	全日制専門学科「文理科学科」を設置
平成 22 年 3 月 1 日	全日制専門学科「文理科学科」第一期生卒業
平成 22 年 3 月 10 日	三和分校体育館耐震補強工事着工
平成 22 年 12 月 20 日	三和分校体育館耐震補強工事完成

〔京都府立福知山高等学校附属中学校〕

平成 26 年 4 月 1 日	中高一貫教育校開設準備室設置
平成 26 年 9 月 1 日	京都府立福知山高等学校附属中学校設置
平成 27 年 4 月 1 日	京都府立福知山高等学校附属中学校開校
平成 30 年 3 月 15 日	第一期 附属中学校卒業

京都府立福知山高等学校学則

目 次

第1章	総則	(第1条から第3条)
第2章	学年、学期及び休業日	(第4条から第6条)
第3章	教育課程及び教科用図書	(第7条～第9条)
第4章	単位の修得の認定、学年の課程の修了及び卒業	(第10条～第12条)
第5章	部活動等	(第13条)
第6章	入学、留学、休学、転学、退学等	(第14条～第23条)
第7章	保護者等	(第24条から第26条)
第8章	授業料及び入学金	(第27条～第30条)
第9章	表彰及び懲戒	(第31条～第33条)
第10章	施設等の利用	(第34条)
第11章	補則	(第35条)
附 則		

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）第5条第1項の規定により、京都府立福知山高等学校（以下「本校」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置課程、学科等)

第2条 本校には、全日制及び定時制の課程を置く。

2 全日制の課程には、普通科及び文理科学科を置く。

3 定時制の課程には、農業科及び家政科を置く。

(修業年限及び在学期間)

第3条 修業年限は、全日制の課程にあつては3年、定時制の課程にあつては3年とする。

2 在学できる期間は、全日制の課程にあつては5年、定時制の課程にあつては8年とする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期	4月1日から7月31日まで
第2学期	8月1日から12月31日まで
第3学期	1月1日から3月31日まで

(休業日)

第5条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月27日まで（定時制の課程にあつては7月21日から8月31日まで）
- (5) 冬季休業日 12月21日から1月6日まで（定時制の課程にあつては12月21日から1月7日まで）
- (6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで
- (7) 京都府公立高等学校入学者選抜実施要項において定められた学力検査等の実施期日のうち校長が必要と定めた日
- (8) 上記各号の他定時制の課程にあつては、水曜日

2 校長は、教育上必要があるときは、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日とすることがある。

(臨時休業)

第6条 校長は非常変災その他急迫の事由のため、臨時に授業を行わないことがある。ただし、この場合は、回復措置を講じるものとする。

第3章 教育課程及び教科用図書

(教育課程)

第7条 教育課程は、校長が別に定める。

(各教科・科目等の履修等)

第8条 生徒は、教育課程に定める各教科・科目を履修し、特別活動及び総合的な探究の時間における学習活動を行わなければならない。

2 特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事とする。

(教科用図書)

第9条 教科用図書は、京都府教育委員会が採択した教科用図書の中から、校長が定める。

第4章 単位の修得の認定・修了及び卒業

(単位の修得の認定)

第10条 単位の修得の認定は、別に定めるところにより、校長が行う。

(卒業の時期、卒業の認定等)

第 11 条 卒業の時期は、3 月とする。ただし、留学が終了した時点において、校長が卒業を認定した場合は、この限りではない。

2 校長は、全課程を修了したと認められる生徒について、卒業の認定をする。

3 校長は、前項の規定により、卒業の認定をした者に対して卒業証書（別記第 1 号様式）を授与する。

（原級留置）

第 12 条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができない生徒を、原学年に留め置くことがある。

第 5 章 部活動等

（部活動等）

第 13 条 生徒は、校長の許可を受け、本校の教員を顧問として、団体、部等を組織することができる。ただし、政党その他政治上の目的をもつ団体及び宗教団体その他宗教上の目的をもつ団体、又はそれらの指導若しくは影響下にある団体の支部を組織したり、そのための活動をしてはならない。

2 前項の規定により許可された団体、部等が、本校外のそれらと連合して活動しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

3 許可を受けた団体、部等が前 2 項の規定に違反したとき、あるいは本校の団体、部等としてふさわしくない行為があつたときは、校長はその許可を取り消すことがある。

第 6 章 入学、留学、休学、転学、退学等

（入学の時期）

第 14 条 入学の時期は、4 月とする。

（入学時の提出書類）

第 15 条 生徒は、入学した日から 15 日以内に、宣誓書（別記第 2 号様式）に、保護者等の誓約書（別記第 3 号様式）を添えて、校長に提出しなければならない。

2 前項における「保護者等」とは第 24 条第 3 項に定める者とし、以下、この学則において同様とする。

（転入学及び編入学）

第 16 条 転入学又は編入学を希望する者は、本人及び保護者等連署の転・編入学願（別記第 4 号様式）を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合、校長はその事由を審査し、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

3 第 15 条の規定は、前項の場合に、これを準用する。

（留学）

第 16 条の 2 留学を希望する者は、本人及び保護者等連署の留学願（別記第 4 号の 2 様式）に留学の内容を示す書類を添えて校長に提出しなければならない。

（留学の期間）

第 16 条の 3 留学の期間は、原則として 1 年とし、その期間は在学できる期間に算入する。

(転学及び退学)

第 17 条 生徒が、転学又は退学しようとする場合は、本人及び保護者等連署の転学願（別記第 5 号様式）又は退学願（別記第 6 号様式）により校長に願い出なければならない。

(再入学)

第 18 条 本校を退学した者又は学籍を除かれた者が、再入学を希望するときには、本人及び保護者等連署の再入学願（別記第 7 号様式）を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合、校長は、正当な事由がある場合に限り、相当学年に再入学を許可することがある。

3 第 15 条の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(休学)

第 19 条 生徒が病気その他のやむを得ない事由により休学しようとするときは、本人及び保護者等連署の休学願（別記第 8 号様式）により、校長に願い出なければならない。

2 前項において、病気により休学しようとする場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学の期間)

第 20 条 休学の期間は、欠席の期間を通じ 2 年以内とし、その期間は、在学できる期間に算入しない。

(復学)

第 21 条 休学中の生徒が、その事由がなくなったことにより、復学しようとするときは、本人及び保護者等連署の復学願（別記第 9 号様式）により校長に願い出て許可を得なければならない。

(在籍する前に成年に達している場合)

第 22 条 第 6 章の前条までの規定にかかわらず、生徒が本校に在籍する前に成年に達している場合は、次のとおり読み替えるものとする。

(1) 第 15 条において、「宣誓書（別記第 2 号様式）に、保護者等の誓約書（別記第 3 号様式）を添えて、校長に提出しなければならない。」とあるのは「宣誓書（別記第 2 号様式）を、校長に提出しなければならない。」とする。

(2) 第 16 条第 1 項、第 16 条の 2、第 17 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 21 条において、「本人及び保護者等連署の」とあるのは「本人署名の」とする。

2 前項の「本校に在籍する前に」とは、入学の場合は入学年の 4 月 1 日まで、転・編入学又は再入学の場合は、校長が転・編入学又は再入学を許可した日までとする。

(出席停止)

第 23 条 校長は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づき、必要があると認めるときは、生徒に出席停止を命じることがある。

第7章 保護者等

(保護者等)

第24条 保護者は、生徒の親権を行う者又は後見人とする。

2 生徒が在学中に成年に達した場合、前項に定める保護者であった者を保護者に準ずる者とする。

3 第1項の保護者及び前項の保護者に準ずる者を合わせて「保護者等」とする。

(責務)

第25条 保護者は、本校の教育に協力し、本校に対して当該生徒に関する一切の責任を引き受けなければならない。

2 保護者に準ずる者は、生徒の成年後も引き続き、保護者と同様の責任を負い、本校の教育に協力するものとする。

(住所等の変更)

第26条 保護者等が、住所あるいは氏名を変更した場合には、直ちに校長に届け出なければならない。

第8章 授業料及び入学料

(授業料及び入学料)

第27条 本校の授業料及び入学料は、京都府立学校授業料等徴収条例（昭和23年 京都府条例第12号）に定めるところによる。

(納付の時期)

第28条 授業料は、各学期の授業開始の日から15日以内に納付しなければならない。ただし、納付期限後に転入学、編入学、再入学又は復学（以下「転入学等」という。）した者は、その際その学期分（転入学等の日の属する月以降分）を納付しなければならない。

2 高等学校等就学支援金の支給認定の申請その他の手続を行う場合は、納付期限を別に定める。

3 入学料は、入学の日から15日以内に納付しなければならない。

(授業料の返還)

第29条 既納の授業料は、還付しない。ただし、退学若しくは転学により月の全期間を通じて在学しなかった場合又は月の全期間を通じて休学をした場合は、当該月分の授業料の全部を還付する。

(未納者に対する措置)

第30条 校長は、正当な理由なく授業料又は入学料を滞納しているときは、当該生徒の出席を差し止めることがある。

2 校長は、前項の滞納がその学期を越えるときは、当該生徒の学籍を除くことがある。

第9章 表彰及び懲戒

(表彰)

第31条 校長は、他の生徒の範と認められる者を表彰することがある。

(懲戒)

第32条 校長及び教員は、本校の規則に違反した生徒、あるいは本校の生徒としてさわしくない行為のあつた者に懲戒を加えることがある。ただし体罰を加えることはできない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

3 前項の退学の処分は、次の各号の1に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(手続きその他)

第33条 表彰及び懲戒の手続きとその実施に関する事項は、校長が別に定める。

第10章 施設等の利用

(施設等の利用)

第34条 施設等の利用については、校長が別に定める。

第11章 補則

(その他)

第35条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

表彰内規(抄)

第1条 表彰会議は他の生徒の範と認められた者を職員会議で報告し、校長が表彰する。

第2条 表彰はこれを功績賞・善行賞・皆勤賞の3種とする。

第3条 特別活動で特に功績が顕著であったと認められた者は卒業に当り別に定める功績賞規定により表彰する。

第4条 校内外を問わず、他生徒の模範となる顕著な善行があつた者は、別に定める善行賞規定によりその都度表彰する。

第5条 本校在学の3年間を無遅刻、無欠席で通した者は、卒業に当り別に定める皆勤賞規定により表彰する。

第6条 被表彰者には表彰状を授ける。

第7条 この内規に基づく表彰候補者を決定するために表彰会議を設ける。

第8条 表彰会議は、校長、副校長、事務長、生徒指導部長、教務部長、3年学年 部長及び該当担任、文化系部活動顧問会議議長、体育系部活動顧問会議議長で構成する。

第9条 表彰は卒業証書授与式の予行日に表彰する。

2 外部団体から表彰の依頼があっても表彰会議への推薦は行わない。ただし特別活動に関してはこの限りではない。

（功績賞規定）

第1条 この規定は表彰内規第3条に基づいて定めたものである。

第2条 生徒指導部長は下記の各号に該当する者を表彰内規第3条の表彰候補者として表彰会議に推薦する。

（1）部活動において京都府又は近畿大会の予選を経て全国大会又は国民体育大会に出場した者、及び近畿大会に出場し3位以内に入賞した個人又は団体員で卒業時まで引続き活動した者、及び上記に準ずる功績を顕わした個人又は団体員

（2）部活動以外の活動において著しい功績のあった者

（善行賞規定）

第1条 この規定は表彰内規第4条に基づいて定めたものである。

第2条 生徒指導部長は他の生徒の模範となる顕著な善行のあった者を表彰候補者として表彰会議に推薦する。

（皆勤賞規定）

第1条 この規定は表彰内規第5条に基づいて定めたものである。

第2条 教務部長は本校在学の3年間を無遅刻無欠席で皆勤した者を表彰候補者として表彰会議に推薦する。

※定時制においては、全日制に準じて別途定める。

本校の指導の重点

1 指導の指針

校訓として示された次の言葉が本校のめざす教育指導の指針である。

- (1) 勉学 学習の意義を諭し、意欲的・積極的に学ぶ態度と、生涯学習の基礎となる学力を身につけさせ、知育・徳育・体育三位一体の調和のとれた人間を育成する。
- (2) 自律 自律的な生活習慣を身につけさせ、自らを律し、望ましい社会の成員としての自覚を育成する。
- (3) 敬愛 教育の根本は、基本的人権に目覚めた確かな人間性を培うことであり、お互いに尊重しあう敬愛の心を育成する。

京都府立福知山高等学校附属中学校 生徒心得

校訓の「勉学・自律・敬愛」を身につけ、福知山高校附属中学校生として誇りある学校生活を送るための心得を以下に示す。

生徒証は常に所持し、いつでも提示できるようにする。

1 授業

授業は学校生活の中心である。十分な準備と真面目な態度で臨み、教室は勉学のもととして常によい環境を保つように心がける。また、復習と予習を必ずして家庭学習習慣を身につける。

- (1) 始業 始業の合図までに授業の準備をし、決められた座席に着席しておく。また日直は始業前に黒板の文字等を消し、きれいにしておく。
- (2) 遅刻 遅刻しないように注意する。ただし、登校時の遅刻については職員室へ行き、教員の指示に従う。
- (3) 静粛 授業中は静かな環境をつくる。体調不良等でやむを得ず教室を出る場合は、教科担当に申し出る。

2 考査

考査は日頃の学習成果を判定する重要な資料になるものである。厳正な態度で受験し、不正行為、又は誤解を受けるような言動はしてはならない。

- (1) 受験 受験中は筆記用具のみ机に出すこと。(詳細は教務部から出される受験上の注意に従う。)
- (2) 座席指定 座席は窓側より出席番号順に着席すること。
- (3) 物品貸借・私語の禁止 受験中は絶対に物品の貸し借りや私語をしないこと。
- (4) 質問 質問があれば挙手をしてすること。
- (5) 中途退室禁止 答案が早くできても、途中で教室を出ることはできない。
- (6) 欠席の事前連絡 遅刻しても試験開始 15 分以内は受験できる。病気等で考査を欠席するときは、始業の 8 時 15 分までに学校に原則として保護者から連絡してもらうこと。
- (7) 受験妨害の禁止 受験中は他の生徒の邪魔にならないように静かにすること。

3 校内生活

- (1) 無断外出の禁止 登校後、放課後までの間は、許可なく外出してはならない。やむを得ず外出・早退するときは担任の許可を受け、「外出早退許可証」を携帯する。
- (2) 下校時刻 次のように決めてあるので、必ず守ること。

4 月～9 月	午後 6 時 00 分
10 月～3 月	午後 5 時 30 分
- (3) 時間外活動 下校時刻以後、必要があつて活動する場合や居残る時は、指導教員の監督のもとで許可することがある。
- (4) 上履 校舎内への土足での立ち入りは認めない。校舎内では所定の上履、体育館内で

は所定の体育館シューズを正しく使用する。緊急時に素早く行動できるように、踵を踏まない。

- (5) 飲食のマナー ジュース・菓子類・ガム等を校舎内に持ち込んだり歩きながら飲食したりしてはならない。
- (6) 不要物 学校生活に必要なのない物を校内に持ち込まない。
- (7) 所持品 物を大切に扱う。
 - (ア) 所持品には必ず記名する。
 - (イ) 所持品をなくした場合は「紛失届」を生徒指導部へ届け出る。
 - (ウ) 貴重品は原則として持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合は登校後、速やかに個人ロッカーに入れ、鍵をかけて管理すること。
- (8) 遅刻・欠席の事前連絡 病気等で遅刻・欠席するときは、始業開始前の8時15分までに学校に原則として保護者から連絡してもらうこと。
- (9) 職員室への入室 職員室に用事があるときは、入り口で先生を呼ぶこと。

4 礼儀・交友関係

礼儀は社会生活を営むために誰もが身につけていなければならないものである。

- (1) あいさつ 朝夕のあいさつ、出会いの会釈はお互いの心をなごませる基本的な生活のマナーである。教職員や外来者に対してもあいさつをしっかりとる。
- (2) 正しい言葉づかい お互いの対話の輪を広げ、正しい言葉づかいと態度を身につけるよう努める。
- (3) 交友関係 互いの人格を尊重し、高め合える人間関係づくりに努める。
 - (ア) 学友間において親愛の念を忘れず、暴力、脅しはもちろん、いじめなど相手の人格や心身を傷つけるような言動は絶対に慎み、好ましい人間関係づくりに努める。
 - (イ) 男女交際においても、互いに異性の長所を尊敬し合い、健全で好ましい人間関係づくりに努める。

5 校舎校具の愛護美化

一人ひとりの心がけとお互いの協力によって校内の美化に努め、校舎・校具その他の公共物は大切に扱い、壊したり汚したりしない。

- (1) 整頓 校舎・校具等を使用した後は、所定の場所に整頓して返す。
- (2) 破損紛失 校舎・校具を壊したりなくしたりしたときは、すぐに担当の先生に届け出て指示を受ける。
- (3) 清掃 各学級単位ごとに決められた清掃分担区域を清掃する。清掃終了後は担当の先生に報告する。
- (4) 部活動の清掃 各部の活動場所及び部室倉庫の清掃はその部員が行い、顧問に報告する。
- (5) 清掃用具の保管 清掃用具は所定の場所に保管し、壊したりなくしたりしないよう注意する。

6 その他校内諸活動

校内における活動は、すべて教育の一環で行われるものである。行事や集会、諸活動に主体的に参加し、積極性・社会性を育てること。

- (1) 集会 各種の集会に校内の施設を使用するときは、生徒指導部保管の用紙により、事前に届け出て許可を得たのちに行う。
- (2) 掲示 掲示物は、あらかじめ関係の先生に了解を得た後、生徒指導部に届け出て許可印を受ける。

7 通学（登校、下校）

- (1) 交通規則の遵守 交通規則を守り、自他の安全に配慮して通行する。
 - (ア) 自転車は1列左側進行をすること。スマホ等を操作しながらの運転・傘さし運転・2人乗り・夜間の無灯火等、危険な運転をしない。
 - (イ) 雨の日に自転車で通学する際は、必ずカッパを着用する。
 - (ウ) 自転車通学の際は、反射テープを貼ったヘルメットを着用する。
- (2) 自転車登録・施錠 自転車通学は許可制とする。通学用の自転車には指定ステッカーを貼り、指定された自転車置場に鍵をかけて駐輪する。
 - (ア) 許可ステッカーは自転車の後方泥よけを原則とし、泥よけがない場合は後方から見て確認できる位置に貼付する。
 - (イ) 新しい自転車を購入した時や許可ステッカーが剥がれたり、番号などが読み取れなくなったりした場合は、生徒指導部にて新しいステッカーを購入すること。
- (3) 通学用自転車 自転車にライト及びスコッチライト〔反射鏡〕をつける。また、反射テープをフロントフォーク・パイプの両側、チェーンカバー等につける。
- (4) 安全点検 常に自転車を整備し安全点検を行うこと。
- (5) 交通事故 交通事故にあったとき、起こしたときは必ず学校、警察に届け出る。また、負傷者には適切な態度で処置を行う。
- (6) 交通機関利用のマナー 鉄道・バス等、交通機関を利用して通学する者は、乗車及び車中のマナーを守る。係員の指示があるときはそれに従う。

8 服装等

福知山高校附属中学生としての自覚を持ち、清潔・端正な着こなしを心がけること。

- (1) 制服の着用 本校生徒は指定の制服を着用する。
- (2) A制服 黒詰えり標準学生服を着用する（別頁の図のとおり）。校章入り銀ボタンをつける。夏季略装は指定のカッターシャツを着用する。（指定のセーター、ベスト着用可）
- (3) B制服 紺色スカートもしくはスラックスに上着を着用する（別頁の図のとおり）。夏季略装は指定のブラウスを着用する。（指定のセーター、ベスト着用可）
- (4) 冬季服装 コート類、及び手袋・マフラーを認める。ただし、コート類は華美でない（単一色）ものを基本とする。防寒着の校舎内での着用は原則として認めない。着用を必要とするときは先生の許可を得る。
- (5) 名札 校内では指定の名札を着用する。

- (6) 履物 履物は運動靴、又は革靴とする。（鉾のあるもの、中高ヒール、サンダル靴は禁止）雨又は雪の日には、長靴及びレインシューズを認める。
- (7) 異装 やむを得ず、異装しなければならないときは、異装届により届け出て許可を受ける。
- (8) 頭髪加工等の禁止 頭髪加工（染毛・パーマ・カール・エクステンション・派手な髪留めなど）やマニキュア・化粧などを施したり、装飾品（指輪・ネックレス・ピアス・カラーコンタクト等）を身につけたりしてはいけない。

【※別記】

ソックス及びコート類は、白・黒・紺・茶・灰・ベージュとし、いずれも単一色を基本とする。

9 携帯電話等の使用について

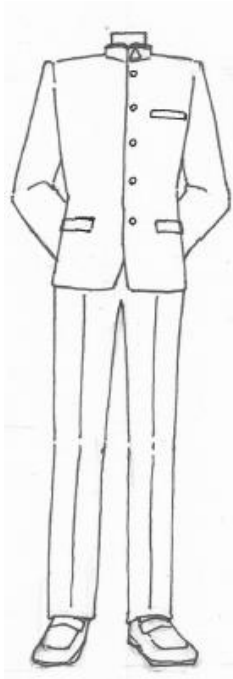
通学上の安全や送迎の利便性を高めるため、携帯電話等の使用を次の条件で認める。

- (1) 携帯電話等の持ち込みを希望するときは、「携帯電話等使用許可願」を提出すること。
- (2) 携帯電話等は登校したら電源を切り、朝担任に預け終学活で受け取る。授業時間内での使用は禁止する。
- (3) 携帯電話等の目的外使用は慎むこと。

10 その他

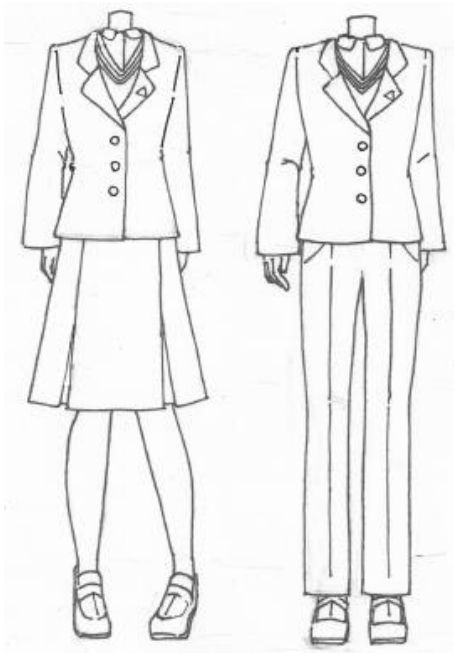
- (1) 福知山高校附属中学校生としての誇りと自覚を持った言動を心がける。
- (2) 中学生としてふさわしい行動をとること。次のような行為はしないこと。
飲酒、喫煙、暴力、脅迫、万引き、賭け事、薬物乱用、夜遊び、無断外泊、バイク乗車、その他校内外の秩序を乱す反社会的行為
- (3) アルバイトは原則として禁止する。
- (4) 事故・事件被害にあった時は、直ちに学校・警察に連絡する。

(A制服：学生服タイプ) …黒詰えり標準学生服



- (1) 校章入り銀ボタン
- (2) 上着丈は背丈の $1/2 + 2 \sim 3\text{cm}$
(センターベントやサイドベントは不可)
- (3) ズボンはストレート型で、変形のものはいけない。
(ノータックまたはワンタック)
- (4) 裾幅 20~24cm
- (5) ソックスは白・黒・紺・茶・灰・ベージュの単一色を基本とする。

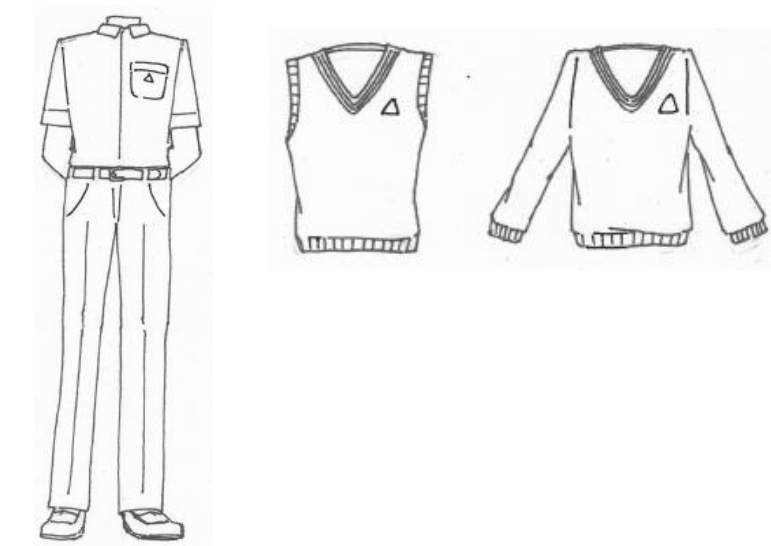
(B制服：ブレザータイプ) …紺色スカートもしくはスラックスに同じ上衣着用



- (1) 指定のブラウス
- (2) 角えり (ボタン同色・三つボタン)
- (3) 上着丈 ウエストから 15cm
- (4) 二枚袖 (ボタン2個とする)
- (5) 箱ひだ (縫い止まり 15cm 程度まで可)
- (6) スカート丈は膝にかかる程度 (裾マーク入)
または紺のスラックス
- (7) ストッキングは肌色または無彩色 (黒・灰・白)
- (8) ソックスは白・黒・紺・茶・灰・ベージュの単一色を基本とする。

(夏季略装)

- (1) 指定のカッターシャツ（長袖も可）
- (2) ベルト（派手な色のは不可）
- (3) 黒色標準学生服のズボン
- (4) 指定のベスト・セーターの着用可



- (1) 指定のブラウス（長袖も可）
- (2) 制服と同様のスカートまたは紺のスラックス
- (3) 指定のベスト・セーターの着用可

